

平成29年第3回定例会において「北朝鮮による弾道ミサイル発射と核実験に抗議する決議」が議会運営委員会から提案され全会一致で議決しました。決議内容は次のとおりです。

北朝鮮による弾道ミサイル発射と核実験に抗議する決議

8月29日早朝、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、本道上空を通過した後、太平洋上に落下した。

また、9月3日には、国際社会の反対を顧みず核実験を実施した。

このことは、我が国のみならず世界の平和と安定にとって深刻かつ重大な脅威であり、断じて容認できない。

本市は「平和都市宣言」を掲げ、自由と平和を世界に訴えながら、世界中の人々と国際的な交流で繋がってきた。平和な未来を子供たちに引き継ぐことが私たちの使命である。

北朝鮮による一連のミサイル発射と核実験は、私たち滝川市民の求める平和な未来を脅かすものであり、世界平和への脅威である。

滝川市議会は、北朝鮮による度重なる暴挙に対し断固として非難・抗議するとともに、政府に対して国民の保護を最優先とした、万全の措置を講じるよう強く要請する。

以上、決議する。

平成29年9月6日

北海道滝川市議会

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣へ送付

「決議」とは？

決議とは、議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明するために行われる議会の議決のことです。

過去に可決した決議

- 飲酒運転等の交通死亡事故を撲滅する決議（平成27年7月27日）
- NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に同意する決議（平成26年12月17日）